

令和7年度 東京都立国際高等学校

海外帰国生徒対象募集案内

1 募集（4月入学生徒）

〔募集人員〕 40名（内訳） 日本人学校出身者 15名
現地校出身者 25名

2 応募資格

※「東京都立高等学校入学者選抜実施要綱」は東京都教育委員会のホームページで確認してください。

海外帰国生徒対象の4月入学生徒の選抜に志願することのできる者は、日本国籍を有し、次の(1)から(4)までの全てに該当する者で、平成22(2010)年4月1日以前に出生した者とする。

(1) 高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を令和7年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者

イ 中学校を卒業した者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者

エ 令和7(2025)年3月31日までに、施行規則第95条第1号に規定する外国において学校教育における9年の課程（以下「現地校」という。）を修了する見込みの者

オ 令和7(2025)年3月31日までに、施行規則第95条第2号に規定する文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「日本人学校」という。）の当該課程を修了する見込みの者

(2) 東京都立高等学校入学者選抜実施要綱第2-3-1の②欄中のいずれかに該当する者

(1) 都内の中学校に在学している者のうち、保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でない場合は後見人をいう。以下、本募集案内において同じ。）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都内の中学校に在学している者のうち、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実で、次のアからエまでのいずれかに該当する者、あるいは、オに該当する者。ただし、アからエまでのうち、父母のどちらか一方とも同居していない場合は、具申書（様式14）の提出が必要（細目第1-4「具申書の提出」を参照）。エに該当する者のうち都内に所在する児童福祉施設、又はオに該当する者のうち都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要。

ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者
イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

オ 都外に所在する都立特別支援学校の中学部を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、中学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者

(2) 東京都立高等学校入学者選抜実施要綱第2-3-2に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者
詳細は、東京都教育委員会のホームページ「東京都立高等学校入学者選抜実施要綱」の第2-3-1の②、令和7年度東京都立高等学校応募資格審査取扱要項を御確認ください。

(3) 保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者（保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴って海外に在住している者又は在住していた者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限る。）

(4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 保護者（保護者が父母の場合は、父母のどちらか一方でよい。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限る。以下、イ及びウにおいて同じ。）に伴った外国における連続した在住期間が2年以上3年未満の者（連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含む。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後1年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後1年を超える者のうち、帰国日が令和6（2024）年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後1年以内とみなす。

イ 保護者に伴った外国における連続した在住期間が3年以上4年未満の者（連続した3箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含む。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後2年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後2年を超える者のうち、帰国日が令和5（2023）年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後2年以内とみなす。

ウ 保護者に伴った外国における連続した在住期間が4年以上の者（連続した4箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含む。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後3年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後3年を超える者のうち、帰国日が令和4（2022）年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後3年以内とみなす。

3 出願手続等

(1) 期間

【インターネット出願】

〔入力期間〕

令和6(2024)年12月20日(金)から令和7(2025)年2月5日(水)午後5時まで
インターネット出願完了後、出願を取りやめる場合、出願サイトに入力した情報の訂正を希望する場合は、上記入力期間内に必ず本校へ連絡すること。

〔書類提出期間〕

令和7(2025)年1月30日(木)から2月5日(水)まで(必着)

【本校へ持参による出願】

インターネット出願ができないやむを得ない事情がある場合には、本校へ事前に連絡の上、本校窓口へ持参すること。

〔提出期間〕

令和7(2025)年1月30日(木)から2月5日(水)の平日9:00~17:00

*やむを得ない事情により上記の方法で出願できず、郵送での提出を御希望の場合は、必ず事前に本校へ御連絡ください。

(2) 出願に要する書類等

ア 入学願書

【インターネット出願】

志願者情報等をインターネット上の出願サイト(以下「出願サイト」という。)に入力する。

【本校へ持参または郵送での出願】

学校所定の様式

イ 自己PRカード(様式12)

ウ 志願者及び保護者が海外に在住したまま出願する場合は、帰国等に関する申立書(様式応5)

エ 海外における最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの(現地校を修了したことが分かる卒業証明書等。原則として公印の押印、校長のサインやスタンプがある等公式文書として認められた原本を厳封したもの。現地校、インターナショナル校出身者は、日本語か英語で科目名、成績の段階、何点満点か等を記した書類を同封。)

なお、中学校に在学している者又は既に卒業した者及び日本人学校卒業(見込み)者は調査書(東京都指定様式)を提出する。

オ 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、理由書(様式応7)及び父母のどちらか一方が帰国できない理由を証明する書類(海外における勤務証明書(様式国際帰国4)等)

ただし、都内の中学校を卒業する見込みの者は、理由書(様式応7)を提出する必要はない。

カ 特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる身元引受人の身元引受人承諾書(様式応6)及び保護者が帰国できない理由を証明する書類(海外における勤務証明書(様式国際帰国4)等)、出願条件確認書(様式国際帰国6)

なお、保護者が入学日までに帰国しない場合は、入学日に、本人及び身元引受人の住民票記載事項証明書を提出するとともに、1年以内に保護者が帰国した時点で、保護者の住民票記載事項証明書を提出する。

キ 応募資格の審査に要する書類(該当する者のみ)

- ク その他海外生活を証明する書類等で都立国際高等学校の校長が必要とするもの
〔海外在留証明書（様式国際帰国3）、海外勤務証明書（様式国際帰国4）、生活の記録、住民票記載事項証明書（様式応3）、都外在住者提出書類等〕

(3) **入学考査料**

2,200円

【インターネット出願】

出願サイト上での決済又は納付書による納付とする。納付書による場合は、所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書等の画像を出願サイトにアップロードする。

【本校へ持参または郵送での出願】

所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。

(4) **書類等の提出**

ア 都内の中学校に在学している志願者は、出願サイト上で志願者情報等の入力を行い、中学校長の承認を経て、都立国際高等学校長宛てに、出願に必要な書類を、中学校長を通じて、書類提出期間内に必着するよう、都立国際高等学校長宛てに簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法により提出する。ただし、インターネット出願に係る入力方法の詳細は別に定める。

イ 前記ア以外の出願者は、出願サイト上で志願者情報等の入力を行った上で、出願に要する書類を、書類提出期間内に必着するよう、都立国際高等学校長宛てに簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法により提出する。ただし、インターネット出願に係る入力方法の詳細は別に定める。

ウ 前記ア及びイの方法により出願することができないやむを得ない事情がある場合には、志願者は、都立国際高等学校に連絡の上、出願に要する書類を、書類提出期間内に必着するよう、都立国際高等学校長宛てに簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法により提出する。この場合、入学考査料は所定の納付書による納付とし、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付けた上で提出すること。

エ 出願受付期間内に到着するように郵送することができない等やむを得ない事情がある場合には、都立国際高等学校に連絡の上で、持参により提出することを認めるものとする。

オ 入学願書提出後は、出願サイトへの入力内容及びその他出願に要する書類に係る記載事項の変更を認めない。

(5) **受検票の交付**

入学願書等を受付後、出願サイトを通じて受検票を交付する。ただし、やむを得ない事情によりインターネット出願を行わなかった者に対しては、入学願書等を受けた都立高校長が別途交付する。

4 **志願の変更**

(1) **志願変更の手続**

海外帰国生徒対象の4月入学生徒の選抜の志願者は、入学願書提出後、1回に限り海外帰国生徒対象の都立高校に志願変更をすることができる。ただし、入学願書の返却を受けた都立高校に再提出することはできない。

ア 志願変更をする者は、志願変更願（様式16）を、在学している中学校の校長（以下「中学校長」という。）の確認を経て、都立国際高等学校長に提出し、出願に要した書類及び調査書等の返却を受ける。ただし、都内の中学校に在学していない者については、中学校長の確認は必要ない。

なお、志願変更願を提出する際には、生徒手帳や身分証明書など、本人確認できるものを提示すること。ただし、保護者が志願変更願を提出する場合は、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者の関係を証明するもの（住民票の写しなど）を提示すること。

イ 志願変更願を受理後、その志願者の提出した出願に要する書類（都立高校が都立高校用の出願管理サイトから印刷した入学願書を含む。）及び中学校長から提出されたその志願者の調査書等を返却し、都立高校用の出願管理サイトでその志願者の出願情報を取り下げる。

ウ 志願変更をする者で、面接実施校を志願変更先とする場合は、志願変更先の都立高校が示した「本校の期待する生徒の姿」を参考にして、新たに自己PRカードを作成する。

エ 志願変更をする者は、志願変更願を受理した都立高校長が、都立高校用の出願サイトで出願情報を取り下げた後、指定された期間内に、出願サイト上で必要事項を入力し、返却された出願に要する書類に志願変更先の高等学校名等の必要な事項を記入し、厳封した調査書（志願変更願を受理した都立高校長から返却を受けたもの）及び新たに作成した自己PRカード（面接実施校の志願者のみ）等を指定された日時に志願変更先の都立高校長に提出し、出願サイトで受検票の交付を受ける。

オ やむを得ない事情により、インターネット出願を行うことができない者は、志願変更においてもインターネット出願は行わない。

該当する志願者は、志願変更願（様式 16）を提出する際に、出願に要した書類として入学願書及び受検票も返却される。志願者は、返却された入学願書等に志願変更先の高等学校名等の必要な事項を記入し、受検票、厳封した調査書（志願変更願を受理した都立高等学校長から返却を受けたもの）及び新たに作成した自己PRカード（面接実施校の志願者のみ）等を指定された日時に志願変更先の都立高校長に提出し、受検票の交付を受ける。

(2) 志願変更の日時

ア 入学願書の取下げ 令和7(2025)年2月12日(水) 午前9時～午後3時

イ 入学願書の再提出 令和7(2025)年2月13日(木) 午前9時～正午

5 学力検査等の実施

(1) 検査教科等

ア 日本人学校出身者

国語（作文を含む。）、数学及び外国語（英語）の3教科並びに面接とし、各教科の満点は100点とする。

イ 現地校出身者

作文及び面接とする。

なお、言語については、それぞれの検査において日本語又は英語のどちらかを選択することができる。

検査教科のうち、1教科（面接を含む。）でも受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなす。ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなす。

※ 面接は、志願者のみで行う。

(2) 検査日時 令和7(2025)年2月14日(金)

日本人学校出身者

	開始時刻 ~ 終了時刻	時間	検査教科等
集 合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分 ~ 午前 9時50分	50分	国語
第2時限	午前 10時10分 ~ 午前 11時00分	50分	数学
第3時限	午前 11時20分 ~ 午後 0時10分	50分	英語
第4時限	午後 1時10分 ~		面接

現地校出身者

	開始時刻 ~ 終了時刻	時間	検査教科等
集 合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分 ~ 午前 9時50分	50分	作文
第2時限	午前 10時10分 ~		面接

(3) 検査会場 東京都立国際高等学校

6 合格者の発表及び「合格通知書」の交付

(1) 日 時 令和7(2025)年2月18日(火)

午前8時30分 インターネット上の合否照会サイトで発表

午前9時30分 東京都立国際高等学校敷地内で掲示

(2) 合格通知書の交付 合格者には、合格通知書(様式22)を交付する。

(3) 合格通知書の交付期間 7の入学手続期間中とする。

7 入学手続(入学確約書の提出)

合格者は、入学手続期間内に入学確約書(様式23)を提出し、所定の納付書により、納付期間内に入学料(5,650円)を納付書裏面に記載の納付場所で納付しなければならない。入学手続期間内に入学確約書を提出しない者は、合格を放棄したものとみなす。

また、入学料の納付がない場合、入学確約書は無効とする。

[入学手続期間] 令和7(2025)年2月18日(火) 午前9時30分 ~ 午後3時30分

2月19日(水) 午前9時 ~ 正午

[入学料納付期限] 「合格通知書」に記載する。

8 その他

- (1) 応募資格に違反し、又は必要書類の重要事項の誤記、不備その他事実と反する記載により入学したと認められる者は、入学を取り消すものとする。
- (2) 4月入学生徒の選抜に出願する者は、都立高校の第一次募集・分割前期募集に併せて出願することができる。ただし、海外帰国生徒対象の選抜の合格者は、第一次募集・分割前期募集に出願していても、受検を認めない。
- (3) 郵送及び問合せ先

東京都立国際高等学校	〒153-0041	東京都目黒区駒場2-19-59
	TEL 03-3468-6811	FAX 03-3466-0080
	E-mail internationaldept.kokusaihs@gmail.com	

※出願書類郵送の場合、封筒表面に「出願書類在中」と赤字で記入してください。

※電話対応は、土曜・日曜・祝日を除いた午前9時から午後5時まで